

(案)
「トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会」
について

(名称)

第1条 本協議会は、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者、経済団体、荷主、トラック運送事業者、労働団体、トラック運送事業者団体、岩手労働局、東北運輸局の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。
2. 協議会には、委員の互選により座長を置く。
3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

(協議会及び活動事項)

第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。
(1) 岩手県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること
(2) 岩手県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること
(3) その他

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて座長が召集する。
2. 座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。
3. 協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会には、第4条(協議会及び活動事項)に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ(以下、「WG」という。)を置くことができる。
2. WGは、座長が指名した委員等により構成する。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関する事務は、岩手労働局、東北運輸局岩手運輸支局、(公社)

岩手県トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第8条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年7月30日から施行する。

基発0511第3号
国自貨第13号
平成27年5月11日

都道府県労働局長 殿

地方運輸局長等 殿

厚生労働省労働基準局長

国土交通省自動車局長

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の設置について

本年4月3日に閣議決定された「労働基準法等の一部を改正する法律案」においては、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、平成31年4月から、中小企業への猶予措置を廃止することとしているところ、中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がある。

このうち、トラック運送業においては、総労働時間が長く、また、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がある。

このため、別添ロードマップに基づき、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（厚生労働省・国土交通省）などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、関係者が一体となって、長時間労働の抑制とその定着を図っていくこととしている。

については、下記の点に留意の上、都道府県労働局、運輸支局及び地方トラック協会の連携により、速やかに各都道府県の協議会（以下「地方協議会」という。）設置に向けた準備に着手し、設置・運営に万全を期されたい。

なお、地方協議会には、都道府県労働局長、地方運輸局長が委員として参加すること。

記

1. 地方協議会においては、一般論を取り上げるのではなく、都道府県における具体的な長時間労働の実態を捉え、それを根本的に改善していくことを目的として取り組むこと。
2. 地方協議会においては、経済団体代表等の他に、各都道府県における主要な荷主企業を協議会に加えること。
3. 都道府県労働局及び運輸支局は、必要な関係者が協議会やそれに基づく取組に参加するよう、連携して必要な対応を行うこと。

基政発0511第3号
基監発0511第1号
国自貨第14号
平成27年5月11日

都道府県労働局長 殿
地方運輸局長等 殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長
監督課長
国土交通省自動車局
貨物課長

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の地方協議会運営について

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会については、「『トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会』の設置について」（平成27年5月11日付け基発0511第3号、国自貨第13号）により運営を行っていくところであるが、下記の点についても留意の上、地方協議会の設置・運営に万全を期されたい。

記

1. 地方協議会は、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、経済団体代表、労働者団体代表、都道府県労働局長、地方運輸局長等を基本とし、各都道府県の実情に応じた委員の構成とする。荷主については、荷主団体だけでなく、各都道府県で影響力のある荷主企業を委員に加えることとする。また、必要に応じて関係団体等の代表も委員とする。
2. 次のような役割分担のもと、都道府県労働局、運輸支局及び地方トラック協会の共同事務局とする。
(役割分担)
労働局：荷主企業の委員の選定、パイロット事業に係る荷主企業の選定
運輸支局：地方協議会運営（会場の選定、旅費・謝金の支払、パイロット事業の運営）、トラック運送事業者等の委員の選定
地方トラック協会：実態調査の調査票の配布等、課題・事例の掘り起こし
3. 委員等を調整の上、別添の進め方に基づき7月までに全ての都道府県で地方協議会を立ち上げることとし、その後は、4半期～半年に1回程度の開催を行う。なお、必要に応じてワーキンググループの立ち上げや開催回数を増やすなどしても差し支えない。
4. 地方協議会は公開を原則とする。ただし必要と認める場合（事業者の具体的な実態の聴取を行う場合など）は、非公開で行うことができる。
5. 地方協議会についての委員及び形式については、検討しやすい体制を考慮し、中央協議会と同様にパートナーシップ会議を改組することにより設けることでも差し支えない。